

相続人からの高額療養費の申請方法

国民健康保険高額療養費の支給を受ける被保険者がお亡くなりになられたときは、民法の規定により相続人が申請できます。

<申請に必要なもの>

- ① 高額療養費支給申請書
- ② 申立書
- ③ 相続関係書類（コピー可）

次のいずれかの書類をご提出ください。ただし、同一世帯の相続人が申請する場合、相続関係書類は不要です。

- ・ 法務局発行の法定相続情報一覧図
- ・ 遺言書
- ・ 遺産分割協議書
- ・ 亡くなられた人と相続人との関係が確認できる戸籍謄本等

- * 高額療養費を受けとることによって、相続放棄できなくなることがあります。
- * 高額療養費を申請できるのは、診療を受けた翌月 1 日から 2 年以内です。
- * 使用目的により戸籍謄本等の交付手数料が免除される自治体があります。詳しくは、請求先の自治体にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

渋谷区役所 国民健康保険課 給付係
高額療養費担当

〒150-8010 渋谷区宇田川町 1 番 1 号
電話：03-3463-1776（直通）